金融法務ニュースレター
リスク＆ガバナンス法務ニュースレター

令和 8 年外為法改正の概要

November 2026

In brief

2026 年 6 月 5 日、対内直接投資審査制度の見直しに係る「外国為替及び外国貿易法の一部を改正する法律」（以下「本改正法」といいます。）が公布されました。2020 年に施行された「外国為替及び外国貿易法の一部を改正する法律」附則第 6 条により、同法の施行後 5 年を経過した時点において規定の見直しが求められていること、国際情勢の複雑化や社会経済構造の変化等により、対内直接投資審査制度が果たすべき役割が一層重要となっていることを踏まえ、本改正法は、対内直接投資審査制度を高度化することを意図したものとなっています。また、本改正法の具体的な内容は、2026 年 1 月 7 日に財務省の諮問機関である関税・外国為替等審議会（以下「外為審」といいます。）から公表された、「対内直接投資審査制度等のあり方についての答申」[1]（以下「本答申」といいます。）の内容を反映したものとなっています。

本改正法における主な改正項目は、①リスク軽減措置の仕組みの明確化、②間接的な投資の捕捉、③外国投資家以外の者が外国投資家のために対内直接投資等を行う場合のみなし規定の拡張、④非指定業種への投資に対する事後介入措置の新設、⑤省庁横断的な体制の強化、⑥事前届出対象のリスクに応じた合理化、⑦事前届出業種の見直しの 7 つです。

本改正法のうち、公布日である 2026 年 6 月 5 日に施行済みの、省庁横断的な体制の強化に係る規定（本改正法による改正後の外国為替及び外国貿易法（以下「改正後外為法」といいます。）69 条の 4 等）を除き、いずれも 2027 年 1 月 4 日に施行されることが予定されています。

本ニュースレターでは、本改正法の概要を解説します。

---

1 https://www.mof.go.jp/about_mof/councils/customs_foreign_exchange/sub-foreign_exchange/report/20260107_bessi.pdf

In detail

1. リスク軽減措置の仕組みの明確化

現行制度においては、事前届出審査の過程で、発行会社の機微情報へのアクセス制限など、外国投資家において講じるリスク軽減措置が必要と認められた場合、外国投資家が、当該措置を届出書に任意で記載する運用がなされています。この点については、国の安全等に係るリスクに対応する観点から、外国投資家の講じるリスク軽減措置について、外国投資家にとっての予見可能性を確保しつつ、その実効性を確保するため、関連する手続を明確化する必要性が認識されていました[2]。

そこで、本改正法では、リスク軽減措置について次の(1)～(5)の規律が設けられ、リスク軽減措置の法的位置づけや効果が明確化されました。

なお、本答申では、届出書に記載されるべきリスク軽減措置の類型や具体例をガイドライン等で示すことにより、外国投資家の予見可能性に配慮した運用を行うことが適当であるとされているため[3]、今後、当局によるガイドライン等の策定・公表の動きも注視する必要があります。

(1) リスク軽減措置の届出事項への追加

外国投資家が、事前届出の対象となる対内直接投資等又は特定取得についてリスク軽減措置を講じる場合、当該リスク軽減措置を届出事項の一つとして届出書に記載することとされました（改正後外為法 27 条 1 項 4 号、28 条 1 項 4 号）。

(2) 禁止期間中におけるリスク軽減措置の修正

外国投資家が、事前届出に係る審査の過程で、リスク軽減措置を修正しようとするときは、禁止期間[4]中に限り、当該修正を届け出ることができることとされました（改正後外為法 27 条の 3 第 1 項、28 条の 3 第 1 項）。また、当該修正の届出がされた時点で、禁止期間の残日数が 14 日未満である場合には、禁止期間は、修正の届出を受理してから 14 日を経過する日まで延長することとされました（改正後外為法 27 条の 3 第 2 項、28 条の 3 第 2 項）。

(3) 禁止期間満了後のリスク軽減措置の変更

外国投資家が、禁止期間満了後に、届け出たリスク軽減措置を変更しようとする場合、あらかじめ当局[5]に届け出なければならないこととされました（改正後外為法 27 条の 4 第 1 項、28 条の 4 第 1 項）。当該届出を受けた当局は、当該届出内容を踏まえ、対内直接投資等又は特定取得が、国の安全等に係るものか否かを審査し、これらに該当する場合には、変更の修正又は変更の中止を勧告、命令できるものとされました（改正後外為法 27 条の 4 第 2 項、28 条の 4 第 2 項）。

(4) リスク軽減措置の実施に係る勧告・命令

現行制度における、対内直接投資等又は特定取得に係る内容の変更及び中止のほか、リスク軽減措置の修正（修正の届出）も勧告、命令の対象とされました（改正後外為法 27 条 5 項、10 項、28 条 5 項、7 項）。なお、かかる勧告に応諾した場合は、禁止期間の満了前であっても、当該勧告に係る対内直接投資等又は特定取得を実行することができるものとされています（改正後外為法 27 条 9 項、28 条 7 項）。

(5) リスク軽減措置の不実施に対する措置命令

外国投資家が、届け出たリスク軽減措置（上記(4)の勧告・命令により届け出たものを含みます。）を講じていない場合であって、当該届出に係る対内直接投資等又は特定取得が国の安全等に係る対内直接投資等又は特定取得に該当すると認められる場合、当局は、当該外国投資家に対し、当該対内直接投

---

2 本答申別紙Ⅱ1(2)参照。

3 本答申別紙Ⅱ1(2)(カ)参照。

4 原則として、対内直接投資等について事前届出を行った外国投資家は、当該届出が受理された日から起算して 30 日を経過する日までの期間は、当該届出に係る対内直接投資等を行ってはならないとされています（改正後外為法 27 条 2 項本文）。ここでは、具体的には改正後外為法 27 条 3 項又は 28 条 3 項の規定により延長された場合には、当該延長された期間（すなわち、届出が受理された日から起算して 4 か月を経過する日までの期間）をいい、改正後外為法 27 条 2 項但書若しくは同条 4 項又は 28 条 2 項但書若しくは同条 4 項の規定により短縮された場合には、当該短縮された期間をいいます。

5 財務大臣及び事業所管大臣をいいます。

資等又は特定取得により取得した株式又は持分の全部又は一部の処分その他必要な措置を命ずることができるものとされました（改正後外為法 29 条 1 項 3 号）。

2. 間接的な投資の捕捉

現行制度においては、外国投資家が、本邦企業の株式等を直接取得する場合は、事前届出の対象となり得る一方で、本邦企業の株式等を保有する外国法人等の株式等を取得することは、事前届出の対象となっていませんでした。この点については、現行制度上、届出者の最終親会社等は「届出者の事業方針等に影響を及ぼすもの」として審査における重要な考慮要素となっているものの、その事後的な変更は届出や審査の対象となっていないため、本邦企業の議決権等を保有する外国法人等（直接保有者）を、別の外国投資家（間接取得者）が買収すること等により支配することを通じて、本邦企業の議決権等を外国投資家が間接的に取得するような場合についても、事前届出を求める等の対応が必要であると認識されていました[6]。

そこで、本改正法では、「対内直接投資等」の定義に、外国投資家による間接取得として、改正後外為法 26 条 2 項 9 号及び同項 10 号の 2 類型に加え、当該 2 類型に準ずるものとして同項 11 号に基づき 5 類型[7]が追加されました。

これらの改正により、海外企業間における M&A やグループ再編において、日本の子会社等が存する場合には、本規制の対象とならないか留意する必要があります。

(1) 改正後外為法 26 条 2 項 9 号に定める類型

本号は、概要、以下の要件を満たす行為を対内直接投資等の一類型として規定しています。

① 外国法令に基づいて設立された法人その他の団体（以下「外国法人等」といいます。）の議決権の取得であること

② 取得者が直接又は間接に保有する直接保有法人等[8]に対する議決権の割合が新たに 50%以上となること

③ 上記②の直接保有法人等が以下のいずれかに該当すること

(i) 直接保有法人等が非上場会社の株式又は持分を所有していること、又は

(ii) 取得者、直接保有法人等及びこれらの密接関係者[9]が、上場会社等の株式を 1%以上保有していること、又は

(iii) 取得者、直接保有法人等及びこれらの密接関係者が、上場会社等の議決権を 1%以上保有していること

上記②の議決権の割合の計算に当たっては、取得者が直接保有する直接保有法人等の議決権（投資一任契約等に基づき議決権の行使又は行使についての指図を行うことができる議決権を含みます。）[10]に加え、取得者が議決権の 50%以上を直接に保有する法人その他の取得者と株式の所有関係等に基づく永続的な経済関係を有するものとして政令で定めるもの[11]が保有する議決権（投資一任契約等に基づき議決権の行使又は行使についての指図を行うことができる議決権を含みます。）の数が合算されます。

上記③については、取得者又は取得者を被支配会社等とするものが高リスク外国投資家[12]か否かにより、規律に差異が設けられています。具体的には、取得者が高リスク外国投資家である場合には、上記

---

6 本答申別紙Ⅱ1(3)参照。

7 当該 5 類型については、改正後の対内直接投資等に関する政令 2 条 25 項 11 号～15 号に規定されています。

8 非上場会社の株式若しくは持分又は上場会社等の所有等株式若しくは保有等議決権を所有し、又は保有する外国法人等をいいます（改正後外為法 26 条 5 項）。

9 密接関係者の範囲は、改正後外為法 26 条 4 項及び改正後の対内直接投資等に関する政令 2 条 28 項に規定されています。

10 これが合算されるのは、取得者が直接保有法人等の事業活動を支配する目的を有する場合に限られる点に留意が必要です（改正後外為法 26 条 2 項 9 号）。

11 取得者と株式の所有関係等に基づく永続的な経済関係を有するものとして政令で定めるものの範囲は、①取得対象の議決権が取得者を被支配会社等（個人又は法人その他の団体がその経営を支配している法人その他の団体として主務省令で定めるもの（改正後の対内直接投資等に関する政令 2 条 1 項 2 号、具体的な範囲は改正後の対内直接投資等に関する命令 2 条 1 項及び 2 項））とする外国法人等、又は当該外国法人等の被支配会社等のものである場合と、②①以外の場合とで異なります。具体的な範囲は、改正後の対内直接投資等に関する政令 2 条 17 項に規定されています。

12 高リスク外国投資家の範囲は、改正後の対内直接投資等に関する政令 3 条の 2 第 1 項各号に定められています。

③のとおり、取得者、直接保有法人等及びこれらの密接関係者が、非上場会社の株式又は持分を所有している場合又は上場会社の株式若しくは議決権の1%以上を保有する場合を届出対象とする一方で、取得者が高リスク外国投資家でない場合には、取得者、直接保有法人等及びこれらの密接関係者が株式等の50%以上を保有する場合のみを届出対象としています[13](改正後外為法26条2項9号イ～ハ、27条1項柱書、改正後の対内直接投資等に関する政令2条19項、20項、3条1項17号)。

(2) 改正後外為法26条2項10号に定める類型

本号は、概要、以下の要件を充たす行為を対内直接投資等の一類型として規定しています。

① ②に掲げる法人等の役員の選任に係る議決権の行使であること

② 議決権が行使される法人等が以下のいずれかに該当すること

(i) 直接保有法人等で、(a)非上場会社の株式又は持分を所有するもの、(b)行使者、直接保有法人等及びこれらの密接関係者が上場会社等の株式を1%以上保有するもの、(c)行使者、直接保有法人等及びこれらの密接関係者が上場会社等の議決権を1%以上保有するもの

(ii) 直接保有法人等の議決権の50%以上を直接に保有している法人その他の直接保有法人等と株式の所有関係等に基づく永続的な経済関係を有するものとして政令で定める外国法人等[14]

③ 当該選任により、当該行使者及び当該行使者の役員その他の関係者として政令で定める者[15]が新たに選任に係る外国法人等の役員又は代表権限を有する役員の過半数を占めること

上記②(i)については、上記(1)③の規律と同様の規律が適用されます(改正後外為法26条2項10号イ～ハ、27条1項柱書、改正後外為法の対内直接投資等に関する政令2条23項、24項、3条1項17号)。

3. 外国投資家以外の者が外国投資家のために対内直接投資等を行う場合のみなし規定の拡張

現行制度では、外国投資家以外の者が「外国投資家のために」当該外国投資家の名義によらないで行う投資については、外国投資家以外の者を外国投資家とみなして、事前届出義務の対象としていましたが(みなし外国投資家、外国為替及び外国貿易法(以下「現行法」といいます。)27条14項等)、「外国投資家のために」とは、「外国投資家の計算において」という趣旨であると解されてきました。しかし、このみなし規定の要件に該当しない場合であっても、高リスク外国投資家の支配・影響下において投資が行われている場合があり、規制の潜脱を防止するための対応が必要であると指摘されていました[16]。

そこで、本改正法においては、外国投資家のみなし規定を見直し、外国政府をはじめとする高リスク外国投資家[17]の支配・影響下において、当該高リスク外国投資家のために投資活動を行う日本企業・国内居住者(みなし外国投資家)に事前届出を義務付けることとしています(改正後外為法27条14項、27条の2第7項、28条9項、28条の2第7項)。

外国投資家と「みなす」こととなる類型は、概要、以下のとおりとされており、議決権の行使を外国投資家が行うなど、外国投資家が事前届出の義務を負う場合は除くこととされています[18]。

① 外国投資家の計算において行われるもの

② 契約又は外国の法令その他これに類するものに基づき行われるもの

③ 外国投資家と株式の所有関係等に基づく永続的な経済関係、親族関係、雇用関係その他の政令で定める特別の関係にある者により行われるもの

---

13 株式等の保有比率が50%未満の場合には、対内直接投資等に該当しないものと整理されています(改正後外為法27条1項柱書、改正後の対内直接投資等に関する政令3条1項17号)。

14 直接保有法人等の議決権の50%以上を保有する、又は直接保有法人等を被支配会社とする外国法人等をいいます(改正後の対内直接投資等に関する政令2条21項)。

15 関係者の範囲は、改正後の対内直接投資等に関する政令2条22項に規定されています。

16 本答申別紙Ⅱ2(1)参照。

17 改正後の対内直接投資等に関する政令4条の3第1項各号に該当する外国投資家を含みます。

18 ②及び③の類型については政令において一定の限定がされています(改正後の対内直接投資等に関する政令3条19項及び21項)。

上記③の「特別な関係」については、政令において、親族関係、雇用関係・生計の維持、外国政府等による情報収集活動への協力義務、これらの関係にあるものが役員又は代表権限を有する役員の過半数を占める法人等と定められています（改正後の対内直接投資等に関する政令 3 条 20 項）。

4. 非指定業種への投資に対する事後介入措置の新設

現行制度では、外国投資家による指定業種を営まない本邦企業に対する対内直接投資等及び特定取得には、事前届出が求められず、10%以上の株式・持分・議決権の取得について事後報告が求められているにすぎません（現行法 55 条の 5）。事前届出の対象でない対内直接投資等及び特定取得については、法令上、報告徴求及び立入検査が認められていますが（現行法 55 条の 8、68 条）、勧告・命令の措置の対象にはなっていないため、投資実行後に国際情勢の変化その他の事由により国の安全に係るリスクが生じた場合についての対応が必要であると指摘されていました[19]。

そこで、本改正法では、外国投資家による、事前届出の対象でない（すなわち、非指定業種に属する事業のみを営む本邦企業に対する）、一定の対内直接投資等又は特定取得に対する事後介入措置が新設されました。

(1) 事後介入措置の対象

事後介入措置の対象となるのは、事前届出の対象でない対内直接投資等又は特定取得です。事前届出を提出したもの、事前届出を提出すべきであったもの又は事前届出の免除の対象となった投資は、事後介入措置の対象外とされています（改正後外為法 29 条の 2 第 1 項）。

もっとも、事後介入措置の対象となる対内直接投資等の類型は、非上場会社の株式・持分取得、非上場会社の株式・持分の譲渡、上場会社の株式・議決権の取得、上場会社の株式への一任運用、議決権行使等権限の取得や居住者からの事業の譲受等に限定されています。取締役の選任議案に係る同意、支店等の設置、本改正法により対内直接投資等の類型として追加される間接取得などは事後介入措置の対象とはなりません（改正後外為法 29 条の 2 第 1 項、改正後の対内直接投資等に関する政令 4 条の 8 第 1 項）。

また、事後介入措置の対象となる対内直接投資等及び特定取得は、将来において国際情勢の変化その他の事由により国の安全に係る対内直接投資等及び国の安全に係る特定取得に、それぞれ該当することとなるおそれが大きいものとして政令で定めるものに限定されています（改正後外為法 29 条の 2 第 1 項）。具体的には、外国投資家が、①高リスク外国投資家[20]に現に該当し、かつ、②本邦企業の株式・議決権の 10%以上の取得に限定されました。但し、非上場会社の株式の譲渡や居住者からの事業の譲受などについては、②の閾値と関係なく、①の要件のみを満たせば、事後介入措置の対象となります（改正後の対内直接投資等に関する政令 4 条の 8 第 2 項）。

(2) 事後介入措置の内容及び流れ

まず、財務大臣及び事業所管大臣により、報告徴求（改正後外為法 29 条の 2 第 1 項）が実施されます。報告徴求を行うことができる期間は、対象となる対内直接投資等又は特定取得が行われた日から起算して 5 年を経過する日までと定められています（改正後外為法 29 条の 2 第 11 項）。

次に、財務大臣及び事業所管大臣は、当該報告に係る対内直接投資等又は特定取得が、国の安全に係る対内直接投資等又は国の安全に係る特定取得に該当すると認めるときは、外為審の意見を聴いて、株式等の処分その他必要な措置の勧告を行うことができます（改正後外為法 29 条の 2 第 2 項）。また、財務大臣及び事業所管大臣は、報告徴求に対し、外国投資家が正当な理由なくこれに応じない場合又は虚偽の報告をした場合には、外為審の意見を聴いて、当該外国投資家に対し、株式等の処分その他必要な措置の勧告を行うことができます（改正後外為法 29 条の 2 第 3 項）。これらの勧告を受けた者は、当該勧告を受けた日から起算して 10 日以内に、財務大臣及び事業所管大臣に対し、当該勧告を応諾するかしないかを通知しなければなりません（改正後外為法 29 条の 2 第 4 項）。上記の勧告を受けた者が、10 日以内に、勧告に対する応諾に係る通知をしなかった場合又は応諾しない旨の通知をした場合には、財務大臣及び事業所管大臣は、当該勧告を受けた者に対し、株式等の処分その他必要な措置の命令を行うことができます（改正後外為法 29 条の 2 第 6 項）。

---

19 本答申別紙Ⅱ2(2)参照。

20 改正後の対内直接投資等に関する政令 4 条の 3 第 1 項各号に該当する外国投資家を含みます。

さらに、国の安全を損なう事態を生ずるおそれが著しく大きいため緊急に措置をとる必要があると認めるときは、財務大臣及び事業所管大臣は、当該外国投資家に対し、報告徴求後、上記の勧告・命令を経ずに、外為審の意見を聴いて、新たに対内直接投資等又は特定取得を行わないことその他の国の安全を損なう事態の発生を防止するために必要な措置を命ずることができます（改正後外為法 29 条の 2 第 9 項）。具体的には、本邦企業の株式・議決権の新たな取得の禁止や、国の安全に重大な影響を及ぼし得ることが想定される事業の譲渡等の提案への同意の禁止等の措置を命ずることができます（改正後外為法の対内直接投資等に関する政令 4 条の 8 第 9 項）。

5. 省庁横断的な体制の強化

現行制度においては、事前届出の審査等を行うのは、財務大臣及び事業所管大臣であるところ、本改正法においては、財務大臣及び事業所管大臣は、事前届出の審査等に当たり、必要があるときは、内閣総理大臣、外務大臣その他の関係行政機関の長の意見を求めることが義務付けられました（改正後外為法 69 条の 4）。

また、省庁横断的な体制を強化し、経済安全保障上のリスクへの対応強化を図るため、対日外国投資委員会（JFIC：Japan Foreign Investment Committee）が創設されました。JFIC は、財務省国際局長及び内閣官房内閣審議官（国家安全保障局）を共同議長とし、外務省、経済産業省及び防衛省を主構成員、その他事業所管官庁を構成員とする組織であり [21]、JFIC で扱う案件は、①投資先の日本企業の業種や保有技術（例：コア業種に該当するか）、②外国投資家の属性（例：外国政府との関係）、③外国投資家の投資の態様（例：取得する議決権の割合）等に基づき、総合的に判断されることが想定されています [22]。

上記の改正により、届出手続等の内容が変更されることはありませんが、JFIC で扱う案件は、複数の省庁の視点から審査が実施されることとなるため、従来と比べてより詳細な説明を求められたり、審査に時間を要するといったケースが生じることも予想されます。

6. 事前届出対象のリスクに応じた合理化

我が国の対内投資審査に係る届出件数は年間約 3,000 件に及ぶところ、リスクに応じた事前届出規制の合理化を図る必要性が認識されていました [23]。かかる観点から、本改正法では、以下の(1)～(4)の投資行為について、事前届出規制の対象外とされました。

(1) 役員の重任

事前届出を経て就任した役員等の重任については、原則として、事前届出が不要とされました。具体的には、以下の要件を満たす場合に、事前届出が不要となります（改正後の対内直接投資等に関する命令 3 条 3 項 10 号）。

① 外国投資家が高リスク外国投資家に該当しないこと

② 取締役又は監査役の再任に係る議案への同意であること

③ 外国投資家が事前届出を行い、当該取締役又は監査役の選任議案に対し同意を行ったことがあること

④ ③の同意の日から、概要、下記（A）から（F）に掲げる事項 [24]に変更がないこと

A) 外国投資家又は当該候補者の所在する国又は地域

B) 外国投資家又は当該候補者の国籍等

C) 当該会社又はその子会社等の営む事業の業種

D) 当該会社又はその子会社等による事前届出対象である技術等の保有状況

E) 当該候補者の他の法人等における役員としての経歴

---

21 財務省 対日外国投資委員会 設置について（設置根拠・構成員）：
https://www.mof.go.jp/policy/international_policy/gaitame_kawase/fdi/jfic_koseiin.pdf

22 財務省 対内直接投資審査制度の見直しについて（概要資料）：
https://www.mof.go.jp/policy/international_policy/gaitame_kawase/fdi/260916_koukaiyou_gaiyou_nihongo.pdf

23 本答申別紙Ⅱ1(1)参照。

24 改正後の対内直接投資等に関する命令 3 条 3 項 10 号。

F)　当該議案についての会社の賛否

G)　外国投資家による事前届出業種又は事前届出対象である技術等に係る事業への関与方針

(2) 居住者外国投資家[25]による自己株式取得のうち、反射的な変動が限定的なもの

現行制度においては、居住者外国投資家による自己株式取得は、既存株主の議決権に反射的な影響を及ぼすことから事前届出の対象とされているところ、本改正法では、反射的な変動が限定的な場合には、事前届出が不要とされました。具体的には、以下の要件を満たす場合に、事前届出が不要となります（改正後の対内直接投資等に関する命令３条３項４号、４条１項５号）。

①　行為前の当該会社における株主が、下記（A）から（F）に掲げる者[26]のみであること

A)　自己株式取得の相手方

B)　当該会社の会社法上の親会社等

C)　上記（B）（法人等に限る）の役員

D)　上記（B）の被支配会社等

E)　上記（D）（法人等に限る）の役員

F)　外国投資家の定義に該当しないもの

②　自己株式取得の相手方が、当該外国投資家の親会社等ではないこと

(3) 特定上場会社等[27]の孫会社以下の外国投資家等による対内投資

現行制度においては、特定上場会社等又はその直接の子会社について、特定の外国法人等が支配的な影響力を持たないことを理由に事前届出が不要となっているところ、本改正法では、孫会社以下についても事前届出が不要とされました（改正後の対内直接投資等に関する命令３条３項19号及び20号、４条１項１号及び２号）。

(4) 本邦企業の海外完全子会社によるグループ内取引

現行制度においては、本邦企業の海外完全子会社による投資について、規制の潜脱防止等の観点から事前届出の対象とされていますが、本改正法では、実質的に日本企業グループ内での組織再編に過ぎないような場合は、事前届出が不要とされました。具体的には、以下の要件を満たす場合に事前届出が不要となります（改正後の対内直接投資等に関する命令３条３項３号、４条１項４号）。

①　外国投資家が高リスク外国投資家に該当しないこと

②　対象となる行為が株式・議決権の取得等又は株主の行為（役員選任の同意等）であること

③　下記（A）から（D）に掲げる者[28]及びその被支配会社等が直接に保有する外国投資家の議決権保有割合が100%であること

A)　外国投資家の定義に該当しない者

B)　特定上場会社等

C)　特別上場会社等[29]（特定上場会社等を除く）

D)　特別非上場会社等[30]

④　行為前において、上記（A）から（D）に該当する者及びその被支配会社等が直接に保有する行為の対象である会社の議決権保有割合が50%以上であること

25　外国投資家が議決権の50%以上を保有する日本企業をいいます（改正後外為法26条１項３号）。

26　改正後の対内直接投資等に関する命令３条３項４号イ。

27　居住者外国投資家のうち、個々の外国法人等の議決権保有割合がいずれも10%未満の上場会社等をいいます（改正後の対内直接投資等に関する政令２条４項）。

28　改正後の対内直接投資等に関する命令３条３項３号イ。

29　改正後の対内直接投資等に関する命令３条３項19号。

30　改正後の対内直接投資等に関する命令３条３項20号。

7. 事前届出業種の見直し

現行制度においては、事前届出を求める投資の範囲は、投資対象が一定の業種を営んでいるかを基準としていました。しかし、「情報通信技術関連業種」の業種指定について、サイバーセキュリティ対策等の観点から真に必要性が認められるものに限定することが適当であること[31]、他方で、重要な技術や情報を保有している本邦企業への投資が事前届出の対象となっているか検討するべきであり、その際、対象とすべき技術や情報の範囲については、外国投資家や発行会社が外形上事前届出の要否を判断できるかを考慮しつつ、経済安全保障関連法令との整合性にも配慮することが適当であるといった指摘[32]を踏まえて、主に以下のとおり、事前届出業種の見直しを行いました。

(1) 指定業種の範囲の見直し

本改正法においては、実務上、特に事前届出に占める割合の大きいソフトウェア業や情報処理サービス業（以下「ソフトウェア業等」といいます。）など、主にサイバーセキュリティ関連の指定業種について、サイバーセキュリティ対策等の観点から真に必要性が認められるものに限定されました。例えば、ソフトウェア業等については、100 万人以上の個人情報を取り扱うソフトウェア業等、人工知能に関連するソフトウェア業等、データセンターに関連するソフトウェア業等に限定されました[33]。

(2) 技術・情報の保有に基づく指定

本改正法においては、現行制度における指定業種に基づく届出範囲の画定に加えて、一定の重要な技術又は情報を保有する法人に係る対内直接投資等及び特定取得が事前届出の対象とされ[34]、いわゆるリスト規制技術及び官民対話スキームにおける重要管理対象技術が事前届出の対象として指定されています[35]。

The takeaway

本改正法は、間接的な投資に関する規制の導入、非指定業種への投資における事後介入制度の新設、日本版 CFIUS の導入ともいわれる JFIC の創設等により、対内直接投資規制の強化という側面がある一方で、事前届出対象のリスクに応じた合理化などを通じた効率的かつ効果的な対日投資審査を達成することを目的とするものといえます。

本改正法は、間接的な投資に関する規制や JFIC の創設など、諸外国における対内直接投資制度と足並みを揃える改正内容を含むため、諸外国の投資家や実務家にとっては馴染みやすい制度に近づいたともいえますが、クロスボーダーM&A・組織内再編や対日投資実務への影響は大きいと考えられます。

特に、間接的な投資に関する規制の導入により、日本企業を子会社として有する外国企業が行う M&A においては、本改正法の適用が問題となる可能性があるため、事前に慎重な検討を行う必要があります。また、非指定業種への投資であっても、事後介入措置の対象となる可能性があるため、投資実行後のモニタリングの重要性が増しています。高リスク外国投資家に分類される外国政府系の投資家などは、本改正法により、規制が更に強化された側面があるため、特に留意する必要があります。

今後、本改正法の施行により、対日審査実務が厳格化されるのかといった観点を含め、外為法の執行・運用状況について、引き続き注視していく必要があります。

---

31 本答申別紙Ⅱ1(1)(イ)参照。

32 本答申別紙Ⅱ1(1)(エ)参照。

33 対内直接投資等に関する命令第三条第六項の規定に基づき財務大臣及び事業所管大臣が定める対内直接投資等を定める件等の一部を改正する告示 26 号、27 号、30 号等。

34 改正後の対内直接投資等に関する政令 3 条 2 項 2 号イ・ロ、4 条 2 項、改正後の対内直接投資等に関する命令 3 条 6 項、4 条 3 項。

35 対内直接投資等に関する命令第三条第二項及び第六項、第三条の二第四項、第四条第三項並びに第四条の三第三項の規定に基づき、財務大臣及び事業所管大臣が定める技術及び情報を定める告示。

Let's talk

より詳しい情報、または個別案件への取り組みにつきましては、当法人の貴社担当者もしくは下記までお問い合わせください。

PwC 弁護士法人
第一東京弁護士会所属

〒100-0004 東京都千代田区大手町 1-1-1 大手町パークビルディング
電話 : 03-6212-8001
Email: jp_tax_legal-mbx@pwc.com
www.pwc.com/jp/legal

- PwC ネットワークは、世界 100 カ国以上の拠点に約 3,500 名以上の弁護士を擁しており、幅広いリーガルサービスを提供しています。PwC 弁護士法人も、グローバルネットワークを有効に活用した法務サービスを提供し、PwC Japan グループ全体のクライアントのニーズに応えていきます。
- PwC Japan グループは、PwC ネットワークの各法人が提供するコンサルティング、会計監査、および税務などの業務とともに、PwC 弁護士法人から法務サービスを企業の皆様に提供します。

パートナー
弁護士
茂木　諭
satoshi.mogi@pwc.com

パートナー
弁護士
神鳥　智宏
tomohiro.kandori@pwc.com

パートナー
弁護士
岩崎　康幸
yasuyuki.iwasaki@pwc.com

パートナー
弁護士
小林　裕輔
yusuke.kobayashi@pwc.com

パートナー
弁護士
日比　慎
makoto.hibi@pwc.com

弁護士
蓮輪 真紀子

弁護士
久保田　有紀

弁護士
松下　祐

弁護士
池田　侑希

本書は法的助言を目的とするものではなく、プロフェッショナルによるコンサルティングの代替となるものではありません。個別の案件については各案件の状況に応じて弁護士・税理士の助言を求めて頂く必要があります。また、本書における意見に亘る部分は筆者らの個人的見解であり、当弁護士法人の見解ではありません。

© 2026 PwC Legal Japan. All rights reserved.
PwC refers to the PwC network member firms and/or their specified subsidiaries in Japan, and may sometimes refer to the PwC network. Each of such firms and subsidiaries is a separate legal entity. Please see www.pwc.com/structure for further details.